

重要事項説明書(訪問介護・訪問介護相当型サービス)

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者

事業者名	有限会社ケアアシスト
代表者氏名	代表取締役 谷口 紀代美
所在地	札幌市西区西町北2丁目3番3号
電話・FAX	011-665-8772 FAX 011-665-8797

2. 事業所及び職員の体制

事業所名	ケアアシスト	
指定事業者番号	0170400030	
所在地	札幌市西区西町北2丁目3番3号	
電話・FAX	011-664-3371 FAX 011-665-8797	
管理者	西川 智子	
職員体制	1. 管理者	1人
	2. サービス提供責任者	1人以上
	3. 訪問介護員	3人以上
第三者評価の実施状況	実施なし	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態等にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	生きがい作りのお手伝い。 介護を通じて健やかなシルバーライフをご提案します。

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日(土・日曜、祝日、12月30日～1月3日休業)
営業時間	午前 8時45分～午後 5時30分(24時間電話対応可)
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24時間

5. 事業の実施地域

事業の実施地域	札幌市内全域
---------	--------

6. サービスの概要と利用料金

- ・介護保険法に規定する訪問介護及び訪問介護相当型サービスを提供します。
- ・訪問介護を利用した場合の利用料は、厚生労働省告示による金額に自己負担割合を乗じた金額です。
- ・訪問型サービスを利用した場合の利用料は、札幌市長が定める基準による金額に自己負担割合を乗じた金額です。

7. 交通費

- ・通常の実施地域にお住まいの方は、無料です。
- ・通常の実施地域以外にお住まいの方は、指定訪問介護に要する交通費の実費をご負担して頂きます。

8. キャンセル料

前日までにご連絡を頂いた場合	キャンセル料は無料です。
当日ご連絡を頂いた場合 及びご連絡のない場合	1提供あたりの料金の 100%
※ ただし、急な病変、入院等のやむを得ない場合は上記に該当致しません。	

9. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者様の家族、当該利用者様に
関わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をします。
- (3) 利用者様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場
合には、損害賠償を行います。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じま
す。

10. 相談・苦情等対応窓口

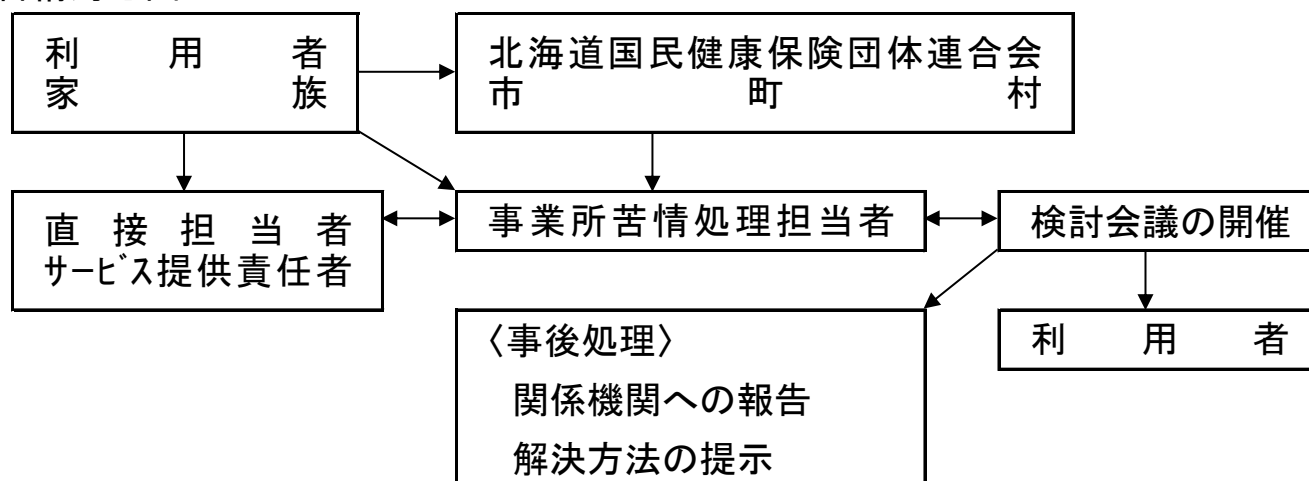
(1) 相談・苦情等対応窓口は次のとおりです。

ケアアシスト	担当責任者 電 話	管理者 西川 智子 011-664-3371
--------	--------------	---------------------------

(2) 事業所の苦情を処理するための体制は次のとおりです。

- ・利用者様又はそのご家族等からの苦情に対しての受付窓口担当者を置き、対応を行います。
- ・訪問介護員、サービス提供責任者が直接苦情を受けた場合には、管理者に報告し、管理者は苦情検討会議を開催し、速やかに対策を講じます。
- ・対応の経過及び結果については、管理者若しくはサービス提供責任者により関係者へ説明、報告を行います。尚、対応に関する経過を記録として保管します。

苦情対応図



(3) 当事業所以外の相談・苦情等対応窓口は次の通りです。

札幌市役所 (介護保険課)	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電 話 011-211-2972
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区大通西19丁目 電 話 011-632-0550 (直)
北海道国民健康 保険連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電 話 011-231-5161 (代)

11. 緊急時の対応方法

利用者様の主治医または事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡します。

主治医への連絡行う場合

- (1) 事業所の訪問介護員等は、次の場合はサービス提供責任者に連絡をするものとする。
 - ① 利用者又は、その家族が主治医への連絡を希望するとき。
 - ② 利用者の様態が常態と異なる等、主治医への連絡が必要と考えられるとき。
- (2) 前項の連絡を受けたサービス提供責任者は、利用者の主治医に対する連絡を行い、必要事項を伝達するとともに、サービスを提供する上での注意事項等を確認する。
- (3) 前2項の規定に関らず、利用者の様態が緊急を要するものであると判断される場合は、訪問介護員等又は、サービス提供責任者は、救急車への連絡等の必要な措置を行うものとする。

12. 秘密保持について

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、個人情報保護法に基づいて個人情報保護方針を掲げ、利用者様及びご家族の個人情報の使用について同意を得、法人内・外での利用目的にのっとり、慎重かつ安全に利用致します。

13. 虐待防止のための措置に関する事項

本事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のために次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための責任者を選定するほか、虐待防止委員会を設置し定期的に開催する。
- (2) 研修計画を策定し、年1回以上虐待防止に関する研修を実施するほか、新規採用時に研修を実施する。
- (3) 虐待及び虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止委員会で事実確認や再発防止策の検討を行うほか、市町村に対する通報を行う。

サービスの提供の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地	札幌市西区西町北2丁目3番3号
法人名	有限会社 ケアアシスト
代表者	代表取締役 谷口 紀代美

指定訪問介護事業所	ケアアシスト
説明者	

私は書面に基づいて、事業所から重要事項の説明を受け、サービスの開始に同意しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

署名代行者

住 所

氏 名

印